

※減免期間延長終了

東日本大震災で被災された方へのお知らせ ～下水道使用料の減免～

相模原市では、東日本大震災により居住することが困難になった方及び原子力災害のため避難指示等が出されている方で、相模原市内に避難し居住されている方及び被災された方が同居されている世帯を対象として、次のとおり下水道使用料の減免を行います。

(被災時の居住地により対象外となる場合がありますので、詳しくは受付窓口までお問合せください。)

区分	公共下水道 使用料	市設置高度 処理型浄化槽 使用料	農業集落排水 処理施設使用料
1 減免内容	基本額相当額（消費税等相当額を含む。）		
	1か月当たり754円 (2か月当たり1,509円)		
2 減免期間	入居日から原則6か月以内とします。 (生活再建の状況に応じて、 令和8年3月31日まで 期間を延長するものとします。)		
3 提出書類	申請の際には、次の書類の提出をお願いします。 (1) 使用料減免申請書 (2) り災証明書又は被災証明書(既に提出済みの場合は、提出不要)		
4 受付窓口	相模原市役所下水道料金課 〒252-5277 中央区中央 2-11-15 第1別館2階 電話 042-769-8376 (直通)		